

解禁日時付

解禁日時

新聞

7月18日(土)朝刊

テレビ

ラジオ

インターネット

7月17日(金)17時

提供日 2026/07/15

タイトル 県内2市町の文化財保存活用地域計画の国認定

担当 スポーツ・文化観光部 文化財課

連絡先 文化財活用班

TEL 054-221-3156



幸福度日本一の静岡県

県内2市町の文化財保存活用地域計画の国認定

文部科学省の文化審議会は、7月17日(金)の同審議会文化財分科会により、文化庁長官に「文化財保存活用地域計画」の認定について答申をし、文化庁長官が同日付けで認定を行う予定です。今回、県内市町としては、湖西市と森町の文化財保存活用地域計画が国に認定される見込みです。

県では、県内市町の文化財保存活用地域計画の作成を支援しています。これまでに浜松市、磐田市、伊豆の国市、富士市、焼津市、袋井市、藤枝市、小山町、掛川市、沼津市、静岡市、三島市、富士宮市、島田市が認定を受け、今回の認定により、県内の認定自治体数は16市町になります。なお、全国ではこれまでに236市町村が国の認定を受けています。

1 各市町の地域計画の概要

	湖西市	森町
将来像・基本理念	浜名湖と湖西連峰に育まれた文化財が次世代に続くまち	「遠州の小京都 森町」をみんなで継承する
計画期間	令和8～15年度(8年間)	令和8～17年度(10年間)
主な文化財	新居閑跡(国特別史跡) 女河八幡宮例大祭神事(県無形民俗)	遠江森町の舞楽(国重要無形民俗) 友田家住宅(国重文)

2 「文化財保存活用地域計画」とは

文化財保護法に基づき、確実な文化財の継承を図るため、地域の歴史文化や実情を踏まえた域内の文化財の総合的な保存・活用の方針や具体的取組を示したもの。

制度	・平成30年の文化財保護法改正により法制化 ・地域における文化財の保存・活用の総合的計画として市町が作成 ・市町の申請に基づき、国が認定
主な記載事項	・歴史文化の特徴 ・目指すべき方向性や将来像 ・文化財の保存と活用に関する課題と方針、具体的な措置 ・文化財の保存と活用を推進する体制
国認定のメリット	・国に対する登録文化財の提案 ・国庫補助事業における優先採択等
県の取組	・静岡県文化財保存活用サポートセンターによる、技術的な助言 ・作成協議会等への出席

3 問い合わせ先

湖西市産業部文化観光課

電話番号：053-576-1140

森町教育委員会社会教育課

電話番号：0538-85-1114

＼令和8年は／

静岡県誕生150周年！

